

愛知県学習用パソコン等貸与規程 新旧対照表

新	旧
愛知県学習用パソコン等貸与規程 (趣旨) 第1条 この規程は、ICT を利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、愛知県立学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に<u>対する学習用パソコンの貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この規程において「<u>学習用パソコン等</u>」とは、<u>愛知県教育委員会が調達したタブレット端末</u>として使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータ及びその使用のために必要な付属品で、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。 (貸与物品) 第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、<u>学習用パソコン等</u>とする。 (貸与対象者) 第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒<u>のうち、学校外における学習活動のために貸与物品の使用を希望する者</u>とする。	愛知県学習用パソコン等貸与規程 (趣旨) 第1条 この規程は、ICT を利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、愛知県立学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒に<u>対して貸与する学習用パソコンに関する必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この規程において「<u>学習用パソコン</u>」とは、<u>タブレット</u>として使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータ及びその使用のために必要な付属品で、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。 (貸与物品) 第3条 この規程により貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）は、<u>学習用パソコン及びその使用のために必要な付属品</u>とする。 (貸与対象者) 第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校に在籍する児童生徒とする。

(管理) 第5条 <u>貸与物品の貸与に関する事務は、貸与対象者が所属する学校長（以下「学校長」という）が処理する。</u> <u>2</u> 出納員及び分任出納員は、愛知県財務規則第182条第1項に基づき、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿（愛知県財務規則様式第109）を備えなければならない。 <u>3</u> 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。 (貸与期間) 第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与決定日から学校長が定める日までとする。 (貸与に係る費用) 第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。 (貸与の申請) 第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>保証人との連署により、愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。</u> (貸与の決定) 第9条 学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。	(管理) 第5条 出納員及び分任出納員は、愛知県財務規則第182条第1項に基づき、貸与状況を常に明らかにするために物品貸付簿（愛知県財務規則様式第109）を備えなければならない。 <u>2</u> 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは物品貸付簿に記載するものとする。 (貸与期間) 第6条 貸与物品の貸与期間は、貸与決定日から学校長が定める日までとする。 (貸与に係る費用) 第7条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。 (貸与の申請) 第8条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛知県学習用パソコン等貸与申請書及び承諾書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。<u>なお、校内での利用に限り、申請書及び承諾書の提出は不要とする。</u> (貸与の決定) 第9条 学校長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。
---	--

2 学校長は、前項により貸与を決定したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。 （受領書） 第10条 貸与物品の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。 （貸与物品の変更） 第11条 学校長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、愛知県学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。 2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。 （貸与物品の取扱） 第12条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。 2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸すること。 (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に<u>損傷</u>すること。 (3) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。 (4) 貸与物品を利用し、<u>利用者以外の者</u>に対して被害や悪影響を与えること。 (5) 学校長が別に定める学習用パソコン利用規約等<u>そ</u>	2 学校長は、前項により貸与を決定したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。 （受領書） 第10条 貸与物品の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、学校長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。 （貸与物品の変更） 第11条 学校長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、愛知県学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。 2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。 （貸与物品の取扱） 第12条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。 2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 貸与物品を、<u>他者</u>に使用させ、又は転貸すること。 (2) 貸与物品を、<u>売却</u>、廃棄又は故意に<u>破損</u>すること。 (3) 貸与物品を、<u>学習活動以外</u>に使用すること。 (4) 貸与物品を利用し、<u>他者</u>に対して被害や悪影響を与えること。 (5) 学校長が別に定める学習用パソコン利用規約等に
--	--

<u>の他学校長の指示に反する行為を行うこと。</u> (6) その他<u>本規程</u>の趣旨及び貸与決定通知書に記載される遵守事項に反すること。 3 利用者は、学校長から貸与物品の管理運営に<u>当たり</u>必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。 (維持管理に係る経費) 第13条 利用者は、貸与物品の利用に係る維持管理費<u>（在籍する学校外での充電に係る費用、インターネット通信費及び消耗品の購入費用）</u>を負担しなければならない。 (亡失又は損傷の届出) 第14条 利用者は、貸与物品を亡失<u>し又は</u>損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者の生計等の状況や貸与物品の損傷の程度等を考慮し、利用者に原状復旧を求めることが適当と認められる場合には、利用者は修繕等の貸与物品の原状復旧を行い、又は修繕費等の原状復旧に要する費用あるいは貸与物品の価額を負担する。</u> (1) <u>利用者の故意又は過失により貸与物品を紛失した場合</u> (2) <u>利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を損傷した場合</u>	反する行為を行うこと。 (6) その他<u>本貸与規程</u>の趣旨及び貸与決定通知書に記載される遵守事項に反すること。 3 利用者は、学校長から貸与物品の管理運営に<u>あたり</u>必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。 (維持管理に係る経費) 第13条 利用者は、貸与物品の利用に係る維持管理費を負担しなければならない。 (亡失又は損傷の届出) 第14条 利用者は、貸与物品を亡失<u>したとき又は貸与物品が</u>損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、<u>当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。</u>
--	---

<u>(3) 県立学校の児童生徒が故意又は重大な過失により貸与物品を損傷した場合（利用者が当該児童生徒に求償することが著しく困難な場合を除く）</u> <u>(4) 県立学校の児童生徒以外の第三者が故意又は過失により貸与物品を損傷した場合（利用者が当該第三者に求償することが著しく困難な場合を除く）</u> <u>3 貸与物品が県の賃貸借物品であり、かつ賃貸借契約により県に賠償金等が発生した場合は、利用者は、前項に定める修繕費等の貸与物品の原状復旧に代えて、当該賃貸借契約に係る賠償金等を負担する。</u> （損害賠償） 第 15 条 利用者は、貸与物品の使用に<u>当たり</u>、<u>県又は第三者に損害を与えた場合には、原則としてその損害を賠償する責任を負う。</u> <u>2 貸与物品の使用により利用者と第三者との間で紛争が生じた場合は、利用者の責任と負担において処理することとする。</u> （決定の取消し） 第 16 条 学校長は、第 6 条の貸与期間中であっても次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。 (1) 利用者が休学、<u>留学等</u>により長期に登校しないこととなったとき。	（損害賠償） 第 15 条 利用者は、貸与物品の使用に<u>あたり</u>、<u>故意又は重大な過失により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。</u> （決定の取消し） 第 16 条 学校長は、第 6 条の貸与期間中であっても次の各号の<u>一に</u>該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。 (1) 利用者が休学<u>又は</u>留学等により長期に登校しないこととなったとき。
--	--

(2) 利用者が、<u>第9条による決定を受けた県立学校の児童生徒でなくなったとき。</u> (3) 利用者が、第12条の規定に違反したとき。 (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。 2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。 （貸与物品の返却） 第17条 利用者は、第6条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。 2 利用者は、前条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。 3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。 （連帯保証） 第18条 <u>申請者は、保証人を立てなければならない。</u> 2 <u>第8条の貸与申請をしようとする年度の4月1日において、申請者が未成年者であるときは、前項の保証人は、同日におけるその者の親権者又は未成年後見人でなければならない。ただし、学校長が相当な理由があると認める</u>	(2) 利用者が、県立学校の児童生徒でなくなったとき。 (3) 利用者が、第12条の規定に違反したとき。 (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。 2 学校長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、愛知県学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。 （貸与物品の返却） 第17条 利用者は、第6条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。 2 利用者は、前条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。 3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。 （連帯保証） 第18条 <u>利用者の親権者又は未成年後見人（利用者が成年者である場合にあっては、利用者の年齢が、申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満である場合（利用者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者がある場合に限</u>
---	---

<u>ときは、学校長が認める者を保証人とすることができる。</u> <u>3 保証人は、本規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について利用者と連帯して負担するものとする。</u> <u>(規程の改定)</u> <u>第 19 条 県は、合理的な理由があるときは、本規程を改定することができる。</u> <u>2 県は、本規程を改定したときは、学校長を通じて利用者に通知し、通知後、当該利用者に適用される。</u> (補則) <u>第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u> 附 則 (令和 3 年 10 月 1 日 3 教企第 195 号) この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 4 年 3 月 22 日 3 教企第 395 号) 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づき提出されている申請書等の書類は、この規程による改正後の各規程の相当規定に基づき提出されたものとみなす。 3 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。 <u>附 則 (令和 5 年 3 月 22 日 4 教 I 第 455 号)</u>	<u>る。)、利用者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者) は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。</u> (補則) 第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 (令和 3 年 10 月 1 日 3 教企第 195 号) この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 4 年 3 月 22 日 3 教企第 395 号) 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づき提出されている申請書等の書類は、この規程による改正後の各規程の相当規定に基づき提出されたものとみなす。 3 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。
--	--

<u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>	
------------------------------	--